



行政の 焦点

には特にメリットが大きいと思います。

電子申請の推移について

電子申請の制度自体の法的な根拠となっているのは平成15年に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」ですので、これこれ15年以上も歴史があることとなります。その間の申請等の件数について、労働基準法関係の手続きとして一番オーソドックスな36協定につ

この1年での急激な件数の増加は、間違いなく新型コロナウイルスの感染拡大による影響だと思われる。

令和3年4月からの改正点について

電子申請の普及拡大のために行政側でも、ということと令和3年4月1日から始まったのが、冒頭でも触れた電子署名・電子証明書の添付の省略です。紙でいうところの、電子署

電子申請の手続き簡素化

令和3年4月1日から労働基準法関係の申請や届出を電子申請で行う際、今まで要件とされていた電子署名・電子証明書の添付の省略が認められるようになりました。

近年は「電子申請をやってみたいと思うのだけど」と監督署への問い合わせも徐々に増えてきましたが、そもそも電子署名と電子証明書を省略できると言われてもピンとこない方が大勢いらつしやるのではないのでしょうか。今回は電子申請の手続き簡素化をテーマに話をしてみたいと思います。

■そもそも電子申請とは一言で言ってしまうと、紙

自宅や職場のパソコンを使っているでもできるようなものことです。メリットとしては24時間いつでも手続きができること、ネットワーク環境下であればどこからでも手続きができること、そしてご自身のパソコンから状況がいつでも確認できることです。監督署の開庁時間にはなかなか来署が難しかったり、あるいは多店舗展開しており複数の監督署へ書類の届出が必要な方

いて見てみますと、名古屋北監督署の管内では、平成23年度ごろまでは一桁と二桁を行ったり来たりする程度の件数であったものが、令和2年度についてはこの原稿執筆時点（令和3年3月下旬）ですでに1300件を突破しています。

名は印鑑、電子証明書は印鑑証明書によく例えられます。令和3年4月1日からは36協定などの労働基準法関係の届出を紙で出していたただく際にも署名押印は不要になりましたが、電子申請についてもそれと足並みをそろえる形での改正がなされたわけですね。アナログな例えになっただけですが、令和2年度までは電子申請をしようと思っただけで、まずはパソコン上で使え

る印鑑を作って、その印鑑を役所に登録して、登録した役所から「この印鑑は〇〇社のもので間違いない」という証明書を出してもらって、という手続きを踏んでいたのが、令和3年度以降は不要となったわけです。いざ電子申請を行う際には [e-gov](https://www.e-gov.jp/) というサイトを使っていただけのことになります。利用者登録をして、アカウントを作ってしまうえば手続き自体は可能になったわけですが、昨年度以前に比べると手続き自体は大幅に簡素化されていると思います。

[e-gov](https://www.e-gov.jp/) のサイト上ではアカウントさえ作ってしまえば、マイページ上で届出書類作成の疑似体験もできるようになっています。なんとなく難しそうだなと思われるかもしれませんが、電子申請ですが、まずは試しに [e-gov](https://www.e-gov.jp/) のアカウント作成と、今お手元にある36協定の情報を入力してみ、電子申請がどのようなものか体験してみたいかがでしょうか。